

○事務局 それでは、時間が押しましたが、金融庁さんにお越しいただいております。事前に質問をお送りしておりますので、それに対する御回答をいただいて、引き続きまして質疑にかえさせていただきます。

早速ですが、よろしく申し上げます。

○平山課長補佐 まず、何点か御質問いただいているうちで自己資本比率の関係でございますけれども、いわゆる農協、漁協ですが、今のところ全体として自己資本比率を開示しています。そこで、現在開示している自己資本比率と併せて、信用事業を対象とした部分、自己資本比率も開示すべきと考えるが、その見解をとということでございました。

冒頭の繰り返しになってしまうんですけれども、お手元でございますように1のところでは御案内のとおり、農協と漁協は信用事業のほか各種事業、いわゆる経済事業や共済事業を行っている総合事業体でございますので、まさに形態としても破綻未然防止の監督上の指標というものが、全体の健全性を判断するための基準である自己資本比率を計算する場合は、まさに部分的な信用事業のみならず、組合が有するすべての自己資本とのリスクの対比をして算出する必要があるということが大前提かと思っております

その上で、農協系統及び漁協系統については2枚目以降に資料を付けてございますけれども、農協についてはJAバンクシステム、漁協についてはJFマリンバンクといった制度がございまして、ここの中で個々の農協と漁協それぞれについて、モニタリングの結果を踏まえた経営改善の取組みを適時的確に実施することにより、破綻の未然防止を図っているところでございます。

こういった状況の中で、信用事業のみの自己資本比率の算出を農協なり漁協に義務づけるということは、それなりに負担が増える可能性があるということがございますので、現時点では信用事業を対象とした自己資本比率の開示する必要性は乏しいのではないかと認識してございます。

括弧書きはなお書きとしてございまして、さはさりながら農協、漁協は経営状況については透明性を確保するということが重要でございますので、例えば貸借対照表の中で信用事業なり共済事業、経済事業といった区分を設けて試算を作成した上で開示させることを義務づけるということをやるとともに、更には部門ごとの損益計算書も自主的な努力義務ですけれども、開示することを指導するというところで、情報の開示の充実に努めているというところでございます。

以上、簡単でございますけれども、自己資本比率の点については、このような認識をしています。よろしく申し上げます。

○屋敷室長 それでは、続きまして金融庁の検査、信用事業を行う農協、漁協におけます金融庁の検査実施につきまして、4点ほど御質問をちょうだいしておりますので、それらにつきまして御回答を申し上げたいと思っております。

まず1番目でございますけれども、金融庁の「金融検査マニュアル」と「系統金融検査マニュアル」は検査を実施する観点から、その内容に差異はないものかと考えるか、見解を伺いたいということでございますけれども、私ども金融庁の金融検査マニュアルは、すべての預金等受入金融機関を対象としておりまして、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫もその対象としているところでご

ございます。

一方、系統金融検査マニュアルにつきましては、農林水産省が独自に策定しておられるものというところでございますので、私ども金融庁といたしましてはその内容についてコメントする立場ではございませんけれども、系統金融検査マニュアルは金融検査マニュアルにあるところの、取締役などの文言を預貯金等受入系統金融機関の実態に合わせて、理事などに替える等といった修正のみを行ったものであると聞いているところでございます。

続いての御質問でございます②でございますけれども、農林水産省は金融庁の「金融検査マニュアル」と同等の「系統金融検査マニュアル」による検査、検証を通じて、その健全性が確保されているとしているが、実態として都道府県職員により行われる検査が金融庁検査と同等レベルを確保して行われていると考えているか、見解を伺いたいという御質問でございますが、都道府県職員によって行われております農協及び漁協に対する検査につきましては、系統金融検査マニュアルに基づいて実施しておられると聞いておりますけれども、私ども金融庁といたしましては、その結果などを知り得る立場ではございませんので、都道府県職員によって行われております検査のレベルに関しましては、判断はできないと考えております。

続いての御質問でございます。農林水産省「現行法においても、都道府県知事から内閣総理大臣（金融庁長官）に対して要請があり、内閣総理大臣（金融庁長官）が必要と認める場合には金融庁は検査を実施することが可能」としているが、農協や漁協に対して都道府県知事の要請を受けて検査を実施した事例があるのか、教示願いたいということでございますけれども、私ども金融庁では都道府県知事からの御要請を受けて、農協、漁協に対して検査を実施した事例というのはございません。

しかしながら、現行法にこうした枠組みは規定されているところでございますので、都道府県知事からの検査実施の御要請がありましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後の御質問でございますけれども、農協において多くの都道府県において地方銀行に次ぐ預金シェアを誇る金融機関としてのポジションを確立しているにもかかわらず、過去には独占禁止法上の不公正取引が指摘され、最近では員外取引制限の超過が多くの農協で発覚しただけでなく、職員による預金の横領が頻繁に起こっており、経営のさらなる透明性健全化が求められている状況にある。また漁協においては、多くの漁協において本業が赤字であり、それを事業外収入の中の受入補助金で補っている状態が恒常化している。一般的に、本業による赤字が恒常化している場合、事業を継続すること自体に問題があるだけではなく、事業を継続する限り資産を侵食し続けているか、債務を増加させ続けている状態にあり、漁協は早期経営改善が不可欠な状況にあると言える。したがって、信用事業を行う農協、漁協については早期に金融庁が検査を実施するよう、現在の検査システムを改めるべきと考えるが、見解を伺いたいということでございますけれども、私ども、信用事業を行う単位農協に対する行政庁の検査・監督につきましては、農業協同組合法に基づきまして、法定委託事務として所管行政庁であります都道府県知事が検査・監督を実施しておられると理解しております。

農協などが行っております信用事業は、農業生産力の増進などといった銀行などの信用事業とは

異なる独自の目的を担うものでありまして、農林中央金庫や農業協同組合連合会などとは違ひまして、単位農協などは個別の農業者等に密着し、信用事業を行っていると理解しております。

また、単位農協等はこうした信用事業のほかにも経済事業、共済事業などを総合的に行っており、信用事業と他の事業は密接な関係にあるということから、農協等に対する検査・監督は総合的に判断が行える都道府県知事が、第一義的に実施することが望ましいと認識しているところでございます。

それに加えまして「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に基づきまして、農林中央金庫も単位農協に対しまして、信用事業の強化の観点から必要な指導を行っているなど、重層的なチェック体制が存在しているものと理解しております。

以上のことを考えますと、法令上金融庁が独自の権限に基づいて単位農協等を検査することにつきましては、慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

私どもからは以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。先生方、御質問をお願いします。

○草刈議長 ちょっと質問ですけれども、自己資本比率の3番目に「このような中で、信用事業のみの自己資本比率の算出を義務付けることにより農協及び漁協の負担が増加する可能性がある」と書かれています。この負担というのはどういう意味ですか。

○平山課長補佐 そうですね、事務です。計算をしていませんので、そのためにプラスアルファでする必要がありますので、そういう意味では組合によっては事務量が増加する可能性もあるということですね。

○草刈議長 それはそうだけれども、必要なものは負担が多くてもやらせているでしょう。

○平山課長補佐 そこは必要性とのバランスというのがあります。

○草刈議長 これは余り理由にならないんじゃないですか。そんなことを言い出したらJSOXだ何だで、企業は物すごくその負担を強いられているわけでしょう。だけれども、やらなければいけないから、しょうがないからやっているわけです。

こういうことが必要であれば、これは全然理由にならないのではないですか。そんなことまでどうして配慮してあげるんですか。

○平山課長補佐 そこはまさに、過度な事務負担というのが。

○草刈議長 だからやらないんだという理由にするのは、ちょっと納得いかないですけれども。

ついでに今の自己資本比率のところをやってしまいますと、なおと書いてありますね。経営情報については組合経営の透明性を確保するために、貸借対照表の作成・開示を義務づける。これはそうですね。

2番目にPLを自主的に開示すること等を指導すると書いてあるんですけども、何でPLは自主的でBSは義務づけをするんですか。普通両方とも、企業としてはそんなうれしいことはないわけですね。極めて不透明なことではないですか。何で義務づけないんですか。

○平山課長補佐 実は括弧書きのところは農水省の所管のところでございます、金融庁としてはなかなか。あくまで農水省がこのようなやり方をしていると。

○草刈議長 だけれども、それは金融庁がそのところまで入っていくべきマターではないんですかね。要するに、会計の透明性というのは当然金融庁としてやらなければいけない事業だと私は思っているんですが、そのところは自主的に開示するだけで許しているということは、どうも納得がいかないんだけれども。

○平山課長補佐 そこはただ、農林中央金庫なり、信用農業協同組合連合会でも。

○草刈議長 ということは、農水省がこういうふうにするんだと言え、どんな悪いことをしてもタッチできないというのが金融庁としてはあるんですか。

この後ろの方にもいろいろありますけれども、農水省がそう言うからいいんだというのは、金融のことに限っては論理的におかしいですね。金融庁というのは農林省であろうが、どこの管轄であろうが検査権限を持っているわけですから。

農林省がと言い出すと経産省がとか、あるいは国交省がとか、そういうところがやっているからいいんだという論点になってしまうわけで、この辺の基本的なところが極めて疑問で、本音を言われているとは思えないんだけれども。

PLすら自主的に開示するだけでいいというのは、今日的ないわゆる会計の透明性あるいはコンプライアンスなど、いろんなことが極めて大事なファクターになっている経済活動の中で、自主的に開示すればいいんだということが許される時代だと思いませんか。

○平山課長補佐 金融庁としてコメントはなかなか。

○草刈議長 けれど、監督するのが金融庁の仕事でしょう。

○平山課長補佐 いわゆる総合事業体における全体の話になると、ちょっと話が違うのかなと思っているんですけれども。

○草刈議長 そんなこと言わないで、もっとはっきり言ってくださいよ。私らに言わせれば、そのところが非常に問題なんです。

つまり、いわゆる独禁法の適用除外というものがある。しかしそれは3つの事業、つまり金融業だけではなくほかの事業も一緒にやってもいいという意味での独禁法適用除外であって、何も情報を開示しなくていいとか、世間へのコンプライアンスをちゃんと担保するという意味では、ほかの企業体と全く同じだと思っているんです。

そういう展開をすると普通の考え方としてはおかしいと思われて、それを指導されるのが金融庁ではないのかと思うんですが、どなたでも結構ですけれどもいかがですか。

○事務局 要するに、PL、BS両方とも開示は義務づけられています。ただし②は「部門別の損益計算書」と書いていますので、開示が義務づけられている損益計算書について部門別に開示することは自主的な取組みとしてやっているという読み方だと思います。

○草刈議長 だけれども、部門別だって何だって開示というのは当然されるわけだから、それはやはり同じことではないんですか。

○事務局 同じことです。

○八田委員 だから今は信用事業を分離しなくてもいいということになっているわけですね。

○事務局 PLのみは自主的に部門別に分けて開示するという取組みをうながしていますが、BS

についてはうながしていないことで読めばいいんだと思うんですけども。

○八田委員 でもって、信用部門だけを分離したPLは出さなくてもいいということになっているわけですね。

○事務局 自主的に任せているという農水省の話ですね。

○八田委員 自己資本比率を開示させる目的の1つは、預金者保護ということもあるわけでしょう。そうすると、農協や漁協の信用事業で預金している人の預金者保護も非常に重要です。

それに対する責任を果たそうと思ったら、全体の比率ということではなく、信用部門だけを切り離して情報開示しないと、信用部門でもうけたものをみんなほかのところに使っているかもしれないということになり得る。そんなことをしたら預金者保護はされないと思うんです。

もし、金融庁の1つの使命が預金者保護ということなら、やはりこれはこういうことの開示を迫っていくべきではないかなと思うんですが。

○石村室長 監督局バーゼルⅡ推進室の石村と申します。直接、農協等の監督をしている者ではないので、その農協自体の制度については余り詳しくはないんですが、自己資本比率の観点から一言申し上げたいと思います。

八田委員がおっしゃられたとおり、やはり自己資本比率を計算してそれを開示するという目的というのは、1つには預金者に経営の状況、健全性を示して、安心してもらおうということになります。

その計算の仕方というのが、御存じのとおり分母には信用リスクやオペレーショナルリスク。そして分子には自己資本、出資金。農協の場合の問題は、以前のこちらからの回答でも書いてあるんですが、リスクに対するバッファである出資金、これがたとえ経済事業から生じたものであっても、あるいは信用事業から生じたものであっても、その区分なく1つの出資金というところで吸収しなければならないということがあります。

そういう形の中でリスクの部分であれば、例えば信用事業の部分から発生するリスク、経済事業部門から発生するリスク。そこはここで回答してあるような負担を割り切れば、計算できないことはないと思います。

他方で、分子の方の出資金については、恐らくこれは区分することができないんだと思います。そして、そういった前提の中で自己資本比率を出す場合、仮に自己資本を農協全体の自己資本をそのまま分子に置いて、そして信用事業だけのリスクを分母に置いた場合には、ある意味では自己資本比率はよく見えるわけです。

たとえ信用事業にリスクがあるにしたってよく見えるだけで、そこは分子のところでは何らかの調整をしなければ意味がない。ただ、そこが少なくとも今の農協のシステムにおいては区分する理屈もないし、難しい。仮にそれを機械的に一定の割り切りで開示した場合に、ある意味では誤解を与えるような指標になりかねない。

私としては、むしろ事業部門で資産がストックベースで腐っているのか腐っていないのか、あるいはフローベースでもうかっているのかももうかっているのか。そういった情報を補完的にきちっと示していくということと、自己資本比率はやはりトータルでリスクを負っている、それを1つのバッファで取っているという形からやると、やはりその1本の数字で表しておかないと、2本、

3本表して、一体どれを信じたらいいのかという議論になったときに、逆に信用事業だけの、ある意味では実勢自己資本比率みたいなものをつくるということは、これは誤解を与えかねない部分が多いのかなと考えております。

○八田委員 そうすると、預金者保護はできないということですか。

○石村室長 預金者保護をくくり抜いてやるよりは、預金者保護の観点から見るのであれば全体の指標を見て判断した方がいいと思っております。

それは、経済事業から大幅な損失で出資金が全部飛んだ場合、やはり信用事業も連れ子になって破綻することになりかねないわけですから、それを考えれば全体を見た自己資本比率を開示した方が、より預金者保護という観点からは正しい情報だと思います。

○八田委員 いろんな観点があるかと思いますが、1つあり得るのは、自己資本比率で少なくともこの比率は守ってくれというのがほかの分野にも付けてあるとしたら、それを農協の信用部分にも当てはめることです。農協が持っているどんぶり勘定の資本が何割その信用部門で、何割経済部門で解釈することができると、そういう指標だと1発で出ますね。

要するに、健全性を担保するために、最低限必要な信用部門の自己資本比率を満たしているのだということが明らかになれば、それだけでずいぶん情報価値があります。

○石村室長 おっしゃられていることは、リスクアセットの何割を信用事業部門が占めていて、何割を経済事業部門が占めている。そこまでの区分というのはテクニカルには可能だし、おっしゃられるような趣旨という観点からは意味はあるんだと思います。

それをやるかどうかというところは、また総合的な判断をするんでしょうけれども。

○草刈議長 どうもわからないんですけども、要するに普通の事業者の場合は当然義務的なものとして、まず会社全体の、あるいは連結というややこしい話は置いておくと、単体の事業のトータルのPLとBSがあります。したがって、自己資本というのはトータルのものとして出てきます。これはいいですね。

だけど、我々の極めて常識的に、事業部門別の開示というのが求められるわけです。そうすると、当然それと同じようなことを、つまり事業部門も農協の場合は3つしかなくて非常に簡単。そうすると、全体のもの2つ当然パッケージで開示をするというのが自然だと思うんです。

それで、どう判断するかというのはいろいろあると思うんですけども、ただ1つだけ申し上げておかなければいけないのは、金融事業の場合は農業者だけが対象であるわけではなくて、要するに借り手が少ないものだから、この前から新聞でも出ているように、一定の許容量以上に人にお金を貸しているわけです。

その問題性はともかくとして、農業以外の一般の人にもお金を貸しているわけだから、その人たちの保護というのは当然金融庁としても考えなければいけないということからすると、今のお話は余り説得性がない。3つやって、全体でやったらいいのではないですか。

○石村室長 ブufferを3つに分けられれば計算できるんだと思います。

ですから、分子の出資金を、この出資金は信用事業見合いです、この出資金は経済事業見合いですと色が付いていれば、個人的な意見を申し上げれば、まさしく私は分けて開示するということは

検討に値すると思います。

他方で出資金というのはどこから出た損であっても、結局はかぶらなければいけないという性格。それを踏まえると、先ほど八田先生がおっしゃられたような、いわゆるリスクの部分、分母の部分はそこは明らかにどこから出ているかという所在がはっきりしているわけですから、その部分がある程度ははっきりと区分するという事は可能だと思います。

一方で、自己資本比率というのは分子と分母両方とも分けられないと、それぞれに出して計算する意味はないと思います。むしろ、誤った計算方法で分子を調整しなければ、出資金を調整しなければ、明らかに信用事業だけで自己資本比率を出した場合に、自己資本比率はよく見えます。

○草刈議長 3つの事業があってそれぞれがどういう経済状況、財務状況にあるかとか、そういうことを知るためには3つに分けないとわからないですね。

○石村室長 BSなりPLを分けるということは、それは論点としてあるんだと思うので、それをきちっと開示する。それは私が申し上げてディフェンドしている部分ではございません。

私が申し上げているのは、自己資本比率という部分を分けようとする、分子が3つに分けられないですねと。

○八田委員 むしろ預金者保護の観点からは、必ず分けろと言わなければいけないということですね。

○石村室長 要は、分けるためには本来的にはセーフティネットのところの議論に行き着くわけです。経済事業から生じるリスクと、信用事業から生じているもののリスクをちゃんと隔壁を設けて、横に来ないようにシステムであれば、それがその見合いの資本があつて、それで健全かどうかという議論ができます。

今はその隔壁がなく、横から出てくるリスクで資本がブッファァーとして機能しなければいけないときに、分けて開示するというのはミスリーディングではないかと申し上げます。

○八田委員 私がさっき言ったのはそれと似ているんです。要するに、信用事業では最低これだけは資本を確保しようとしてそこに当てはめておく。あとは経済部門はどうなってもいいんだから、とにかく預金者保護だけは絶対にしろというのが金融庁の立場であるべきではないかと思うんです。

○石村室長 セーフティネットなり何なりできちっとした隔壁がないと、計算上分けた気になつていても、実際上ロスが出たときに、それを出資金でかぶるということになったら、そこで分けして最低これだけ用意しておけよという出資金と、それ以外の出資金との境界線が制度上もはっきり分かれていけばいいんだと思うんですけども、それが分かれていないのに計算上出してしまうところがある。

○草刈議長 制度上分けなさいと言うべきではないですか。今のお話は、今の制度が3つ一緒になっているということ自身におかしいという。

○石村室長 おかしいわけではなくて、そういう制度であるということの前提でやるのであれば、全体を見た自己資本比率の方が正確であるということをお知らせしたい。

○八田委員 現状では、預金事業の資金が経済事業に投入されている場合にはわかりません。

○石村室長 だから、経済事業の方もリスクアセットを計算して、きちっと分母の方で計算をして

いるわけです。全く見ていないわけではないので。

○八田委員 金融庁の観点からいくと、やはり預金者保護が大事ですね。ですから、これだけはきちんと分離して、セーフティネットとして用意しろと言うべきではないんですか。

○事務局 もし、計算上分けるのが厳しいということでありましたら、そういう考え方もわかるんですけども、金融サービスしか利用していない貯金者にとっては、トータルの自己資本しか把握できないわけです。

そのときに、その方が判断する情報というのはまさにセグメント情報であって、経済事業はどういう状態か、信用事業はどういう状態か、共済事業は。それがわからなければ判断のしようがありません。

ところが、ここに書いてありますとおり、今の農協については部門別のP Lの開示も自主的になっています。勿論、B Sの開示は部門別には流れておりません。ということは、事業別のリスクは全く把握できませんし、資産効率も、将来性なんかも把握できないという状況にありますので、部門別の開示がなされていないということは、御説明されたことを把握するタイミングが、貯金者にとってはないということになってしまうのではないのでしょうか。

○石村室長 おっしゃられるように、B S、P Lの部門別開示をどうきちっとさせていくかという議論で、これは平山課長補佐が回答するべき問題なのか、それとも農水省と併せて回答するべき問題なのかという点があります。

○草刈議長 そういうふうにやるべきだと金融庁は言っているんだけど、農水省などいろんなほかの政治的な要因で、なかなかうまくいかないんだ。困っているんだというのが答えで返ってくるのかなと実は思っていたんですけども、そういうことは今日は言えないかもしれないけれども、そういうことではないんですか、一言で言うと。それは答えられないですか。

○石村室長 少なくとも答えられるのは、それぞれの部門別の開示が重要であるという認識はあるからこそ、自主的に指導しているというものがどういうバランスでこういうふう折り合ったかというのは、私には知る由がないわけです。

だけれども、その重要性の認識はあって、そこをどこまでかっちりするようまきしく求めていくか。そこに問題が集約されるのかなと思います。

○事務局 検査のテーマに進んでいただけますでしょうか。

○草刈議長 一言で言うと、直接の検査、いわゆる金融検査マニュアルというおたくのマニュアルが一番で、それは直接手を下されてはいないということなんですか。

○屋敷室長 直接という意味では、私が先ほど御回答申し上げましたとおり、金融庁が都道府県知事から要請を受けて、直接検査をしたという事例はございません。

○大泉専門委員 任せてしまっているんですね。検査は要するに調査でしょう。いろいろ是正勧告だとかは各省庁に対して監督は権限がある。

○平山課長補佐 農協、漁協は都道府県知事がやっていますので。

○大泉専門委員 そこに対する是正勧告を申し渡す権限も監督にはあるかということです。

○平山課長補佐 監督に限らず、地方公共団体の事務に関しては、恐らく、地方自治法に基づき、



国が必要な是正措置を講ずることができるのではないかと思います。

○大泉専門委員 国にはある。都道府県知事がやるんですか。そうですか。

○草刈議長 金融庁さんには検査をする権限というのはないんですか。

○屋敷室長 あくまでも都道府県知事から要請を受けまして、それを主務大臣であるところの内閣総理大臣が直接検査することが適当だと判断した場合には、直接検査することになりますけれども、現状はそういった御要請は今まではないということでございます。

○草刈議長 地方の銀行は知らないんですけども、地方に信用組合とか金融機関があるでしょう。そういうところに対しての権限というのは、金融庁さんはおありになるんですか。

○屋敷室長 それは金融庁が検査をしております。

○草刈議長 だから、そこがおかしいと思いませんか。

○草刈議長 これはあくまで信用事業のことです。

○屋敷室長 信用事業というのはおっしゃるとおり、その他の金融機関と非常に類似した事業であることは間違いないのでございますけれども、ただ先ほども申し上げましたが、農協、漁協というのは信用事業だけではなくて経済事業等も併せて総合的に行っております。

恐らく農水省さんも都道府県知事におかれましても、総合的な経営状態を勘案しながら監督・検査をしておられると思いますので、それは私どもとしては、まずは一義的に総合的な判断ができるお立場にある都道府県の方々が検査をされて、それでなお不十分である場合には、こちらに御要請をいただいて、それで我々の検査に入るとというのがより望ましいのではないかと考えているところであります。

○大泉専門委員 そこは、そういう制度が農水省によってつくられているから、そういうことになるということなんですか。

○屋敷室長 農水省といいますか、法律に定められています。

○大泉専門委員 農業協同組合法。

○屋敷室長 はい。

○大泉専門委員 農業協同組合法に対する所管官庁は農水省だから、農水省のやり方をそのまま踏襲しているという考え方なんですか。

○屋敷室長 私どもも法律に従って検査をすることになると思います。

○大泉専門委員 省とは関係ないと。

○草刈議長 経済事業と保険がありますね。ちょっと保険は違ってややこしくなるから、経済事業というのがあって、これはどう転がるのか。これは金融庁の知ったことではなくて、それこそ農水省のやるべきことだと思うんですけども、ただ、金融事業というのは八田先生も何度もおっしゃっているように、預金者の保護という問題が当然あるわけですから、地銀と何ら立場が違わない。

そこで、ファイヤーウォールがないから全部トータルで見ればいいんだという話は、ちょっと一般的な説得性が全くないと私は思うんですが、たまたま3つ一緒に事業をやっているからと言うんだけれども、一方金融業としてのコンプライアンスから言うと、非常に問題があるのではないかなと私には思えるんです。

それで、ましてこのごろの御時世ですから、やはりそこは検査をしないで農協で大問題が、例えば隠れてどこかの株を買って、完全に不良債権になっていたとかあって、松山市が1億円もリーマンの債券を買っているとはだれも思わないですね。そんなことが起こると金融庁さんとしてはまずいのではないですか。

だから、きちっと検査をすべきであるという御主張をなさらないのが、どうも不思議でならないと思うんですけれどもどうですか。

○屋敷室長 私どもでは、そういった信用事業の観点からも都道府県知事が適切に検査をされておられるものと認識しております。要請がないということは、恐らく適切に検査をされていると思います。

○草刈議長 そうですか。優等生的なお答えでありますけれども、そうですかね。都道府県がどこまでそういうことをやっておられるのか知りません。要するに、仮に何かが起こっても責任は金融庁にはなくて、都道府県にあるんだ。こういうことだからいいんだとおっしゃっている。

○屋敷室長 そういうつもりはないんですけれども、私ども先ほど申し上げましたけれども、都道府県知事からの御要請がなくて、どういう検査をしておられるかというのも全く情報がございませんので。

○八田委員 別に今の法律がどうであるということはどうでもいいと思うんです。預金をする人の立場から見て、その人たちを守るための検査をする制度をどうやって設計するか。その観点から考えて、やはり金融庁が出ていくべきではないか。それを県に任せて、どうやっているかわからないが、きつとうまくやっているでしょうということが、本当に預金者の保護になっているのかということなんです。

県に任せることが絶対に預金者のためにいいんです。そういうお話なら、なるほどということになるんです。ところが、預金者の保護のためにそっちの方がいいんだという議論が全然聞こえてこないんです。法律なんて幾らでも変えられるわけですから、何が望ましいかということ論じていただきたいと思います。

○事務局 データを補足しますと、現在漁協は勿論金融事業の規模は小さいわけですが、全体の漁協数378、そこが欠損金を保有してまして470億円になっています。この状態をずっと都道府県知事は過去、平成8年度からずっと470億台の欠損金を出し続けていることを、ある意味で放置し続けているのが都道府県でありまして、その知事の検査が正しい、適正だという理解は、このデータからは到底できないのであります。

金融資産については規模を問わず農協も勿論だと思えますけれども、まさにこの知事からの依頼があるシステムの前で金融庁が動けるというやり方では、一生この欠損金の状態というのは幾ら経っても解決されないのではないかというのが問題意識でありまして、何とかこのシステム以外にも金融庁が適切に検査に入れるスキームがないと、この状況は打破できないということですので、是非とも別途御検討を。

○大泉専門委員 それと、その欠損金があつてあれなんですけれども、例えば農協の場合ですと、農協の組合員だけが、つまりこの組合を支えると出資金を出している農家の人たちだけがメンバー

であり、かつまた預金者であれば、つぶれたら農家だからしょうがないねということで納得してくれるのかもしれないけれども、今、農協の組合員は 900 万人で、農家は 400 万しかいない。それも農家といってもかつての農家で、実際の農家は 270 万ぐらいしかいない。利用者となると 900 万以上に増えていると思いますけれども、そうすると一般の市中銀行と何ら変わらない状況です。

そうした状況の金融機関というか、経済活動、共済事業をやっているということもあるんでしょうけれども、野放しにしておくというのは、何か起きたら今回の事故米の話ではないですけども、監督官庁としての責任は当然問われるのではないかと。それは都道府県知事に任せているから私たちは関係ないんだと言えるのかどうか、預金者の方向を全然見ていなかったということにならないかと思って、逆に心配なんですけどどうでしょうか。

これはかなりまずい状況に入ってきているようには思うんですが。

○屋敷室長 先生のおしかりを受けますけれども、法律の建て付け上、そうなっております。

○大泉専門委員 できない構造になっているわけですね。

○八田委員 その建て付けを変えようとしなかったという責任はあるのではないですか。特に我々が指摘して、それでもやはり変えようとしないというのは、預金者保護を目的としておられるのではないかと。これはやはり非難を浴びるのではないのでしょうか。

○繁本課長補佐 多分、皆さん方がおっしゃられている前提として、県なり農水省の検査あるいは監督の能力が低い。金融庁は能力が高いという前提でおっしゃられていると。

○大泉専門委員 対等ならいいんです。

○繁本課長補佐 対等であればどっちがやっても同じだと思うんです。同じことをやるわけですから。

○昆専門委員 考え方が違う。能力が同じでも身内がやるか、外がやるかで違う。

○八田委員 それは明らかでしょう。能力の問題よりも制度の問題として、身内がやるか外がやるかです。まさにそのゆえに金融庁がいろんな預金者保護をやっているのではないですか。

○事務局 事実、もし一般の金融機関がこれだけの欠損状況でやっていたら、金融庁は多分ほうっておかないですね。業務改善命令なり何なりすると。それしか言いませんけれども。

○屋敷室長 それは監督という観点から、そういう判断をする場合もあるかもしれないですね。

○草刈議長 我々から見ると、別に私どもは金融機関でも何でもないんですけども、やはりこういう農業の構造自体が時代的に物すごく後れているということはあるんですけども、その中でも特にこの金融の部分は社会全体の中で位置づけが非常に大きいわけです。

一方で、テレビでは J A バンクはサザエさんが出てきたり、ほとんど金融機関と同じことをやっているのに、それは都道府県でいいという話で終わってしまっているというのは、極めて危ないというか、非常に危険性が高いという認識は免れないんです。だから、もう一回よく考えてみていただきたいです。

こういう場で、これは議事録を取りますと言っているわけですから、今日の段階でこれ以上ちょっと無理かもしれないけれども、またお話しをさせていただいた方がいいかという気がしています。

○事務局 お時間ですので、とりあえず一旦閉めさせていただきます。本件は非常に重点課題として会議の中で扱っているテーマですので、また議論する機会を設けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。